

くらしの安全について理解しよう

■ 製品事故の場合

● 事故を防ぐには・・・製品を安全に正しく使いましょう。

使用する前には取扱説明書やホームページで使用方法や注意事項を確認する。

特に ⚠️ 危険 ⚠️ 警告 ⚠️ 注意等は要チェック。保証書は購入日、販売店を記入して保管する。

● 被害にあったら・・・目黒区消費生活センターに相談!

相談専用電話 ☎03-3711-1140

身体への被害は、すぐに病院へ。

状況写真を撮る。(日時・場所・使用状況などを記録)

事故品は捨てない。

警察や消防署、事業者へ事故品を渡すときは、預り証を受ける。

メーカー、輸入業者、販売店などにも連絡をする。



● 製品事故情報はココをチェック!

事故情報データベースシステム



製品評価技術基盤機構



■ 食品事故の場合

目黒区保健所生活衛生課食品衛生係 ☎03-5722-9506 / FAX 03-5722-9367

に相談しましょう。

異物、異臭、カビ、変質、不衛生な取扱いや管理、身体への影響、表示の問題など。

● 連絡するときは

・状況説明：購入日、購入店、商品名、内容量、包装の形態、消費・賞味期限
商品が残っていれば、たとえ空容器でも持参する。

・外食の場合：レシート(メニューや時刻などが記載されているので重要)

● 病院で診察を受けるときは

・原因と思われる食品の内容や表示、保管状況、体調や服薬状況を医師に報告する。

● 食品安全の疑問・不安に関する相談先

内閣府
「食の安全ダイヤル」
☎03-6234-1177



農林水産省
「消費者の部屋」
☎03-3591-6529



農林水産省
「食品表示 110番」
☎03-3502-7804
FAX 03-3502-0594



身近な相談窓口「消費生活センター」

商品の購入、サービスの提供、製品の欠陥やそれが原因で起きた事故、契約上のトラブル、多重債務など消費生活全般について、相談や問合せができる行政機関です。消費者として分からないことや困っていることがあったら、ひとりで悩まず、気軽に相談しましょう。相談先がわからないときも、遠慮なくお問い合わせください。

目黒区消費生活センター ☎03-3711-1140 (平日 9:30~16:30)

● 専門の相談員が解決のための助言や情報提供を行ったり、他機関を紹介したりするほか、場合によっては事業者との間に入って話し合いのお手伝い(あっせん)をすることもあります。

● 目黒区在住・在勤・在学の方が対象です。

相談は無料、秘密は厳守します。

※電話相談の際には通話料金がかかります。



消費生活相談

自主交渉のための助言

クーリング・オフが適用可能で期間内であれば、通知ハガキの書き方や郵送方法などを、また、自主交渉等が可能な場合は、交渉方法などをアドバイスして、解決できるよう支援します。

あっせん

契約内容に問題がある場合や強引な勧誘による契約の場合など、必要に応じて事業者との間であっせん等を行い解決を目指します。



お住まいの消費生活センターにつながります。

消費者ホットライン **188** いやや 局番なし

消費者ホットラインとは、自宅の郵便番号を入力すると地域の消費生活センター等につながる全国共通の電話番号です。
(休日の場合は国民生活センターにつながります)

・東京都消費生活総合センター

相談専用電話 ☎03-3235-1155 (月~土 9:00~17:00)

・「週末電話相談室」(公社)全国消費生活相談員協会

相談専用電話 ☎03-5614-0189 (土・日 10:00~12:00 13:00~16:00)

・「ウィークエンドテレホン」(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

相談専用電話 ☎03-6450-6631 (日 11:00~16:00)

消費者からの連絡が、次の事故防止対策につながります。